

大分県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		9.9E-3	2.9E-1	1.3E+1	12.8
64	エトフェンプロックス	1.9E+1	7.6E+0	1.8E+1	1.1E+1	55.2
117	テブコナゾール				1.6E+0	1.6
139	トラロメトリン			2.9E+0	1.0E+0	3.9
140	フェンプロパトリン			2.2E+0		2.2
153	テトラメトリン	1.7E+2	9.4E+0	1.7E+2	5.2E-2	351.9
181	ジクロロベンゼン	3.7E+2	2.1E+2			579.3
225	トリクロルホン		7.6E+0			7.6
251	フェニトロチオン		1.5E+2	2.6E+0		151.1
252	フェンチオン	4.1E+0	5.9E+1	4.1E+0		67.7
256	デカン酸				1.2E+0	1.2
350	ペルメトリン	3.7E+1	4.4E+1	2.4E+1	2.9E+1	133.7
405	ほう素化合物		1.2E-1	4.2E+1	1.0E+0	43.3
427	カルバリル			1.4E+2		139.0
428	フェノブカルブ			1.4E+1	7.4E+1	88.5
457	ジクロールボス	7.1E+1	6.7E+2			740.4
合 計		6.6E+2	1.2E+3	4.2E+2	1.3E+2	2379.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等